

旧法定外公共物に関する境界確定等手続の改正について

令和5年10月13日

財務省近畿財務局

改正の概要

- 旧法定外公共物に係る境界確定については、財務本省が定めた通達「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」（平成16年財理第3936号）に基づき、具体的な手続を実施しているところではある。
 - 今般、令和4年4月に法務省が発出した「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」を踏まえ、円滑な不動産取引を促進する観点から、財務本省通達が改正され、主に以下の点について取扱いが変更されました。
 - (1) **申請書や境界確定協議書等における実印押印及び印鑑証明書の取扱い**

隣接土地所有者が国へ提出する申請書や境界確定協議書等について、実印押印及び印鑑証明書の提出が不要となりました。
 - (2) **隣接地が共有地又は相続登記未了土地である場合の境界確定協議**

これまでは共有者又は相続人全員の同意を求めておりましたが、一部の共有者又は相続人の所在等が不明等である場合、その代表者との間での境界確定協議（筆界の確認）が可能となりました。
 - (3) **土地家屋調査士等の有資格者が作成する調査報告書の提出**

上記(1)(2)の取扱い変更に伴い、有資格者において確認を行った「申請者等の本人確認の状況、登記事項、立会協議の状況」等に関する調査報告書を作成の上、全ての申請案件についてご提出いただくこととなりました。
 - これに伴い、近畿財務局においては、令和5年10月13日から上記変更後の取扱いにより、境界確定手続を行うことといたします。

なお、令和5年12月28日までに境界確定協議申請を受領する事案については、従前の例によることができることといたします。

各事案の進捗状況等に応じた具体的な取扱いに当たっては、当局の各担当窓口にご相談下さい。
- ※ 上記(1)～(3)のほか、取扱いの変更に伴う具体的な手続等の詳細については、申請書記載要領をご参照下さい。